

旅館業における構造設備基準

	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
定義	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの	宿泊する場所を多人数で共有する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
客室	一客室の床面積 7 m ² 以上 (寝台を置く客室 9 m ² 以上)	客室の延べ床面積 33 m ² 以上 (10人未満なら 3.3 m ² ×宿泊人数) 階層式寝台を有する場合は上段と下段の間隔はおおむね 1m以上	
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他省令の基準に適合するもの(緊急時の迅速な対応の体制整備、ビデオカメラ等の設置、適切な鍵の受渡し等)		
設置場所	学校等の周囲おおむね 100m の区域内に当該施設がある場合、ホールその他の設備の内部を見通すことを遮る設備		

- 近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、
宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備
- 適当な数の便所
- 適当な規模の洗面設備
- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備
 - ・換気、採光及び防湿を十分にすること
 - ・照度 客室、応接室及び食堂…50ルクス以上
浴室及び洗面所…20ルクス以上
廊下、便所及び階段…10ルクス以上(22時～5時は5ルクス以上)
- 客室、廊下その他適当な場所にくず入れを備えること。
- 便所に流水式の手洗い装置、防虫及び防臭の設備を備えること

共通の構造設備

構造設備の基準の特例

特例を規定する施設	種別	適用しない基準
<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 	旅館・ホテル営業	<ul style="list-style-type: none"> 一客室の床面積 7 m²以上（寝台を置く客室 9 m²以上） 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他省令の基準に適合するもの（緊急時の迅速な対応の体制整備、ビデオカメラ等の設置、適切な鍵の受渡し等） （・ 適当な規模の入浴設備）※
	簡易宿所営業	<ul style="list-style-type: none"> 客室の延床面積が 33 m²以上 （・ 適当な規模の入浴設備）※
農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設	簡易宿所営業	<ul style="list-style-type: none"> 客室の延床面積が 33 m²以上 ★但し、<u>青森市農林漁業体験民宿業事務取扱要領に基づき、客室の延床面積は 33 m²未満にすること。</u>

※季節的状況、地理的状況等によって、その構造基準が必要ない場合又は、これらの基準によることができない場合であって、かつ公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができる。